

仁木町空き家家財道具等処分支援助成金 申請手順

申請者

仁木町

事前計画の申請

本助成金の活用を希望する方は計画申請書を提出してください。

■ 提出書類

- ・助成金計画申請書（別記様式第1号）
- ・家財道具等処分に係る経費の見積額及びその内訳がわかるもの
- ・家財道具等処分前の室内の写真及び外観
- ・空き家の所有者を確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

実施後の場合、
交付不可なので
注意！！

実施前に提出

事前計画申請書の受理・審査

計画申請書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。
※申請書類の確認、余市警察署への照会

処分実施

家財道具等の処分開始

処分完了

家財道具等の処分完了
※しりべし空き家バンクへの登録、不動産取引業者と媒介契約締結、第三者との賃貸借契約・売買契約締結を行う。

計画確認通知

仁木町空き家家財道具等処分支援助成金計画確認通知書（別記様式第2号）にて利用の適否を申請者へ通知

交付申請書の提出

完了後（しりべし空き家バンクに登録又は不動産取引業者と媒介契約を締結若しくは第三者と賃貸借契約又は売買契約を締結後）30日以内に提出

■ 提出書類

- ・仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付申請書（別記様式第3号）
- ・家財道具等処分に係る領収書等
- ・家財道具等処分後の室内の写真及び外観、資料等
- ・不動産取引業者と媒介契約を締結もしくは第三者と賃貸借契約又は売買契約を締結したことが確認できる書類（しりべし空き家バンクへの登録については町で把握できるため不要）
- ・市区町村税を滞納していないことが確認できる書類（町外者のみ）
- ・その他町長が必要と認める書類

交付申請書の受理・審査

交付申請書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。
※申請書類の確認、滞納有無の確認

交付決定及び確定通知

仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付決定通知書（別記様式第5号）にて助成金の交付決定を申請者へ通知
※通知簿（第4号）にも記載

事業完了

助成事業が終了となります。

助成金の入金

交付決定通知後に入金処理

お問い合わせ先：仁木町役場企画課未来創生係

TEL：0135-32-3953

E-mail：kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp